

## 琵琶湖博物館公式フェイスブック利用要領

### (目的)

第1条 この要領は、滋賀県立琵琶湖博物館が博物館活動についてフェイスブックを利用して情報発信するために、必要な事項を定めるものである。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フェイスブック Facebook, Inc. がインターネットにおいて提供する情報サービスをいう。
- (2) アカウント フェイスブックを利用するために取得した権利およびユーザー名をいう。
- (3) 公式アカウント 琵琶湖博物館が運用するアカウントをいう。

### (運用管理者)

第3条 公式アカウントの運用管理は広報営業課長（以下、「運用管理者」という。）が行う。

2 運用管理者は、公式アカウントの適切な運用を行うため、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) フェイスブック上への情報の掲載および削除等の承認、指示
- (2) ユーザー情報やパスワード等の管理
- (3) 掲載情報に関する問い合わせおよび苦情等への対応
- (4) その他、適切な運用を行うために必要な事項

### (掲載内容)

第4条 公式フェイスブックでは次に掲げる情報を提供する。

- (1) 琵琶湖博物館の博物館活動に関する情報
- (2) その他運用管理者が適当と認めるもの

2 琵琶湖博物館広報営業課が別途定める「琵琶湖博物館ソーシャルメディア利用ガイドライン」に基づき、適切な情報の提供に努める。

### (アカウント運用者の明示)

第5条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、公式アカウントのユーザー名等を琵琶湖博物館公式ホームページ上に明示する。また、公式アカウントの自己紹介欄には、「琵琶湖博物館ソーシャルメディア利用ガイドライン」が閲覧できるアドレスを表記する。

### (その他)

第6条 この要領に定めのない事項は副館長が別に定める。

### 付則

本要領は平成27年2月12日から施行する。

### 付則

本要領は平成28年9月15日から施行する。